

鳥取県告示第353号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社和企画	ヘルパーステーション望	倉吉市丸山町476-3	平成24年4月26日	訪問介護
〃	デイサービスセンター笑	〃	〃	通所介護
小林薬局有限会社	小林薬局	倉吉市明治町1032-6	平成24年5月2日	居宅療養管理指導